

小城市長 様

さが暮らしスタート支援事業補助金交付申請書

小城市さが暮らしスタート支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏 名			年 月 日
住 所	〒	電話 番号	
メールアドレス			

2 補助金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯	単身		世帯		世帯の場合は同時に移住した家族の人数 （1 の申請者は含まない）				人
補助金 の種類	就業		起業		農林 漁業		スポ ーツ		
	事業 承継		伝統 工芸		空き 家				

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）

裏面「小城市さが暮らしスタート支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する		B. 誓約しない	
裏面「小城市さが暮らしスタート支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する		B. 同意しない	
申請日から 5 年以上継続して、小城市に居住し、かつ、就業・起業等する意思について	A. 意思がある		B. 意思がない	
（就業の場合のみ記載）就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3 親等以内の親族に該当しない		B. 3 親等以内の親族に該当する	
「事業引継ぎ奨励金交付要領」に基づく「移住加算奨励金」の申請の意思について	A. 意思がない		B. 意思がある	

※各種確認事項の B. に○を付けた場合は、補助金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

さが暮らしスタート支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 小城市さが暮らしスタート支援事業に関する報告及び立入調査について、佐賀県及び小城市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 申請者及びその世帯員は、以下のいずれにも該当する者ではありません。なお、小城市長が必要と認める場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。
 - (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 以下のいずれかに該当する場合には、佐賀県さが暮らしスタート支援事業実施要領及び小城市さが暮らしスタート支援事業補助金補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 補助金の申請日から3年を経過する日までの間に小城市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 補助金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 第3条第3号に定める地域活性化等起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 補助金の申請日から1年以内に承継した事業を廃止した場合：全額
 - (6) 空き家の取得、改修等に係る小城市の支援制度の交付決定等を取り消された場合：全額
 - (7) 農林漁業への就業前の研修を修了しなかった場合、研修修了後1年以内に農林漁業に就業しなかった場合、又は農林漁業に就業後1年以上継続しなかった場合：全額
 - (8) 伝統工芸等への就業前の研修を修了しなかった場合、研修修了後1年以内に伝統工芸等に就業若しくは開業をしなかった場合、又は伝統工芸等へ就業若しくは開業後1年以上継続しなかった場合：全額
 - (9) 補助金の申請日から3年以上5年以内に小城市以外の市区町村に転出した場合：半額

佐賀県及び小城市さが暮らしスタート支援事業に係る個人情報の取扱い

佐賀県及び小城市は、佐賀県及び小城市さが暮らしスタート支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、佐賀県及び小城市は、当該個人情報について、移住支援事業の円滑な実施のため、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。